

和歌山県立伊都中央高等学校 定時制課程

(1) 特別指導の種別

生徒指導部長説諭、校長訓戒、謹慎特別指導（有期・無期）、懲戒処分を審議の上決定する。

(2) 特別指導の様態

- ①家庭謹慎：当該生徒が保護者と十分に話し合い、自己の生活を振り返ることを目的とする。学校は反省日誌等課題を家庭で行うように指導する。また、担任教員等は、当該生徒への指導及び生活態度の観察を行うため、適宜家庭訪問や電話連絡を行い、保護者との連携を保つ。（欠席として扱う）
- ②登校謹慎：当該生徒を登校させ、別室で教員の指導監督の下、自らの行動と向き合わせると共に、内省を促すことを目的とする。校内においてはスマートフォン等を預かり、帰宅時に返却する。（出席扱いとするが、授業は欠課扱いとする）
- ③授業謹慎：学校に登校させ、他の生徒と共に授業・学校行事に参加させる。各授業後、教科担当教員はチェックシートに授業の様子を記入し、休憩時間毎に生徒指導室で確認する。（授業も出席扱いとする）

※ 主な特別指導の対象となる行為

◇学校生活での問題行動

- *暴力行為（暴力、喧嘩、威嚇、恐喝、暴言、金品強要等）
- *いじめ
- *施設設備・器物の損壊行為
- *窃盗
- *授業妨害などの学校における正常な教育活動を妨げる行為
- *定期考査等の試験不正行為（携帯電話所持も含む）
- *スマートフォン・携帯電話の使用違反
- *SNS 関係等の迷惑行為及び禁止行為
- *指導拒否

◇社会生活上の問題行動

- *飲酒・喫煙（同席も含む）またはその所有
- *窃盗（万引き、占有離脱物横領等を含む）
- *交通機関の不正乗車
- *薬物乱用
- *高校生の入場が制限されている遊興施設への出入り
- *その他法令で禁止されている行為

◇交通関係の問題行動

- *無免許運転
- *暴走行為
- *運転に関する交通違反、事故
- *無許可での登下校時の使用及び無断駐車
- *交通法規・校内交通規範に違反した行為